

## 議案第21号

### 幕別町消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、幕別町が消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項に規定する機関として設置する消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）における法第10条の2第1項に規定する組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
幕別町消費生活センター	幕別町札内青葉町311番地3

2 前項に掲げる消費生活センターのほか、必要があると認めるときは、別に消費生活相談窓口を開設するものとする。

(開設日及び開設時間)

第3条 消費生活センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、幕別町の休日を定める条例（平成2年条例第37号）第1条第1項各号に規定する日を除く。

2 消費生活センターの開設時間は、別に定める。

(職員)

第4条 消費生活センターに消費生活センター長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

2 町長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談員)

第5条 前条第1項に規定する消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有

する者として町長が認めるものとする。

- 2 町長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、その専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

- 第6条 町長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。